広島県報

定期

第93号

発行者　広島県
発行所　広島県総務部総務管理局文書法制室
購読料　月額　2，700円

目次

告示
▽公の施設の指定管理者の代表者の変更……（国際室）……一
▽保安林予定森林……（治山室）……一
▽換地計画に伴う字の区域の変更……（土地改良室）……二
▽道路の区域変更……（道路河川管理室）……二
▽都市計画の変更……（都市企画室）……二

公告
▽特定非営利活動法人の認証申請……（文化・県民協働室）……三
▽特定非営利活動法人の定款変更認証申請……（〃）……三
▽大規模小売店舗立地法の規定による県の意見……（地域産業振興室）……三
▽県営土地改良事業の換地計画の樹立……（土地改良室）……三
▽市町都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（四件）……（都市企画室）……三

教育委員会教育長公告
▽広島県立図書館の休館……四

選挙管理委員会告示
▽昭和三十三年広島県選挙管理委員会告示第三十八号（広島海区漁業調整委員会委員の選挙における開票区）の一部を改正する告示……四
▽昭和五十一年広島県選挙管理委員会告示第二十三号（海区漁業調整委員会選挙における不在者投票のできる施設の指定）の一部を改正する告示……四
▽不在者投票のできる施設の指定の取消し……四

公安委員会告示
▽遊技機の型式の検定の告示……五

告示

広島県告示第九百九十九号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県立広島国際協力センターの管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤田雄山

一　指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1　名称及び代表者の氏名

財団法人ひろしま国際センター　会長　渡辺一秀

2　主たる事務所の所在地

広島市中区中町八番十八号

二　変更事項及び内容

1　変更事項

指定管理者の代表者変更

2　変更内容

変更前	変更後
渡辺一秀	藤原睦躬

三　変更年月日

平成十八年七月二十八日

広島県告示第千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤田雄山

一　保安林予定森林の所在場所

安芸郡熊野町大字川角字大原二二五、二二七、二三〇、二三五、二三七、二四三の一、二四三の二

二　指定の目的
　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(一)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字大原二二五・二二七・二三〇・二三五・二三七・二四三の一・二四三の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
　(二)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　(三)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(四)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び熊野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第千一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、東広島市福富町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、東広島市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤　田　雄　山

上欄			下欄	
大字	字	地番	大字	字
下竹仁	泉	七〇七の一の一部、七〇七の二の一部、七〇八の一部、七四四の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部	下竹仁	陰地
下竹仁	陰地	七五九の一部及びこの区域に隣接する水路である市有地の全部並びに字泉七〇七の二の一部、七〇八の一部、七四四の一部に隣接する水路である市有地の一部	下竹仁	泉

広島県告示第千二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年十二月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　道路の種類
　県道
二　路線名
　吉田邑南線
三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
安芸高田市美土里町北字下黒滝五六八二番二地先から安芸高田市美土里町北字下黒滝六〇五四番二地先まで	旧	七・八〇～一五・〇〇 一二・〇〇～二五・〇〇	六八・〇〇 六六・〇〇	
	新	一二・〇〇～二五・〇〇	六六・〇〇	ダブルウェイ解除 不用物件延長六八・〇〇メートル

広島県告示第千三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画道路三・三・九〇九号広本町徳丸線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤　田　雄　山

公　告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤　田　雄　山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人どりーむ	川中　恒子	広島県呉市広多賀谷一丁目八番二〇号川原ビル一階	この法人は、障害者に対して、自立を支援するための生産活動や創作活動に関する事業を行い、障害者が安心して生活できる健全な地域社会の発展に寄与することを目的とする。	平成一八年一一月二七日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤　田　雄　山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人障害者自立生活センターＣＩＬおのみち	松本　孝信	広島県尾道市栗原東二丁目一六―三一	当法人は、障害者市民が地域で自立した生活をしていける社会の実現を図るため、障害者の自立支援や障害者の暮らしやすい街づくりに関する政策提言活動等に関する事業を、障害者当事者と、その支援者が主体的に行うことにより、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	・法人の名称の変更 ・特定非営利活動に係る事業の変更 ・役員の資格の変更	平成一八年一一月二一日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

1　名称

フジグラン神辺

2　所在地

福山市神辺町大字道上字二の丁七五番外

二　県の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1　縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

福山市経済環境局経済部商工課（福山市東桜町三番五号）

2　縦覧期間

平成十八年十二月七日から平成十九年一月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

3　縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定よって、庄原市比和町所在の比婆西部地区（木屋原地区木屋原上工区）県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　縦覧期間

平成十八年十二月七日から平成十八年十二月二十七日まで

二　縦覧場所

庄原市役所比和支所

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によって、広島市から、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画藤の木地区地区計画の決定に係る同法

第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤　田　雄　山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によって、東広島市から東広島都市計画地区計画杵原地区地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤　田　雄　山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によって、東広島市から東広島都市計画地区計画原地区工業団地地区地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤　田　雄　山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によって、東広島市から東広島都市計画地区計画広島中央サイエンスパーク地区地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年十二月七日

広島県知事　藤　田　雄　山

教育委員会教育長公告

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）第三条第一項第三号の規定によって、広島県立図書館を次のとおり休館する。

平成十八年十二月七日

広島県教育委員会　教育長　関　靖　直

一　休館の期間

平成十九年二月二十日（火）から同年三月二日（金）まで

二　休館の理由

ばく書（特別整理）のため

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和三十三年広島県選挙管理委員会告示第三十八号（広島海区漁業調整委員会委員の選挙における開票区）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月七日

広島県選挙管理委員会委員長　橋　本　宗　利

佐伯第一開票区の項から豊田開票区の項までを削る。

広島県選挙管理委員会告示第五十号

昭和五十一年広島県選挙管理委員会告示第二十三号（海区漁業調整委員会委員選挙における不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月七日

広島県選挙管理委員会委員長　橋　本　宗　利

「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

広島県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している次の施設の指定を取り消した。

平成十八年十二月七日

広島県選挙管理委員会委員長　橋　本　宗　利

施設の種類	施設の名称	所在地	取消年月日
病院	澤病院	江田島市大柿町小古江七〇九番地	平成一八年一一月二八日

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第102号

次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）第６条に定める技術上の規格に適合していると認めるので，規則第９条第１項の規定により告示する。

平成18年12月７日

広島県公安委員会
委員長　髙　須　司　登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名（住所）	製造業者名（住所）
6S0638	告示の日（平成18年12月７日）から３年間	回胴式遊技機	プレイボーイ２Ａ	山佐株式会社 代表取締役　佐野　慎一 （岡山県新見市高尾362番地の１）	左　同
6S0708	同　上	同　上	プレイボーイＡ－30	同　上	左　同
6P1169	同　上	ぱちんこ遊技機	ＣＲウルトラＱ－５Ｘ	株式会社ニューギン 代表取締役　新井　悠司 （愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地）	左　同
6P1100	同　上	同　上	ＣＲハイパーミルキーＹＭＸ	同　上	左　同
6P1154	同　上	同　上	ＣＲハイパーミルキーＹＭ	同　上	左　同
6P1204	同　上	同　上	ウルトラＱ－５Ｘ	同　上	左　同
6P1092	同　上	同　上	ＣＲビジトジの忍気爆発！ＳＶＷ	サミー株式会社 代表取締役　片本　通 （東京都豊島区東池袋三丁目１番１号サンシャイン60）	左　同
6P1066	同　上	同　上	ＣＲビジトジの忍気爆発！ＦＶＷ	同　上	左　同
6P1074	同　上	同　上	ＣＲＡ研ナオコ・歌は宇宙を救うＷＳ	奥村遊機株式会社 代表取締役　奥村　昌美 （愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目２番18号）	左　同
6P1021	同　上	同　上	ＣＲ研ナオコ・歌は宇宙を救うＸＳ	同　上	左　同
6P1025	同　上	同　上	ＣＲ研ナオコ・歌は宇宙を救うＹＳ	同　上	左　同
6P1202	同　上	同　上	ＣＲ．ＴＲＦ－ＭＨ２	株式会社サンセイアールアンドディ 代表取締役　梅村　義孝 （愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号）	左　同